



ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法 2018年10月号



★宅配業者からの不審なメールに要注意！！

・・・福岡市消費生活センター

（相談事例）

携帯電話に大手宅配業者から、「お荷物のお届けにあがりましたが不在の為持ち帰りました。配送物は下記よりご確認ください」という内容のSMS（※）が届いた。

不在通知だと思い、記載されているURLにアクセスし、手続きを進めたところ、しばらくして、契約している携帯電話会社から「音楽配信サービスで6万円を利用した」とのメールが届いた。身に覚えがないため驚いて携帯電話会社に確認すると、確かに音楽配信業者から6万円の請求があると言われた。

（※）SMS（ショートメッセージサービス）とは電話番号のみで短い文字メッセージを送受信できるサービスのこと

（アドバイス）

- ◆大手宅配業者名で不審なSMSが届いたという相談が増えています。メールに記載されているURLにアクセスして個人情報を入力するとそれを悪用されたり、添付ファイルを開くとコンピューターウイルスに感染させられたりする恐れがあります。
- また、偽サイトにアクセスすると不審なアプリをインストールさせようとする場合があります。万が一、不審なアプリをインストールしてしまった場合は速やかに削除してください。
- 一般の消費者には見分けがつかないほど巧妙に作られた偽メールやサイトは真偽の見極めが非常に困難です。
- 身に覚えのない不審なメールに記載されているURLにアクセスしたり、安易に添付ファイルを開いたりすることは絶対にやめましょう。

★海外リゾート開発の投資話にご注意を！

・・・飯塚市消費生活センター

（相談事例）

友人に誘われ海外リゾートの開発、砂の採掘業の投資セミナーに行った。セミナーの主催者は、当該国の大統領から島を譲り受け、ホテルの建設や砂を採掘などのプロジェクトを行うと言う。この事業は高配当が付くものと、代理店になって人を勧誘する2コースがあるとのことだった。セミナーでは資料は一切配られなかった。怪しいと思ったのでこの国の駐日大使館に聞くと、「地元の人でも土地の所有は難しい、日本人が無償で島をもらえることは考えられない」と言われた。

セミナーには近隣の県からも多くの人に参加していたため、被害が起こるのではないかと心配になり、情報提供する。

（アドバイス）

- ◆このような投資話の場合、契約者がビジネスの内容を理解していないケースも少なくありません。親しい友人や知人からの誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。
- また、自身も友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまうこともあります。業者の甘い誘い文句をうのみにせず、よくわからない場合は契約しないことが大切です。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999	（日曜日も電話相談可）	福岡市	092-781-0999	（第2・第4土曜日も電話相談可）
北九州市	093-861-0999	（土曜日も相談可）	久留米市	0942-30-7700	（第2日曜日も相談可）
飯塚市	0948-22-0857		宗像市	0940-33-5454	
大牟田市	0944-41-2623		行橋市広域	0930-23-0999	
糸島市	092-332-2098		筑紫野市	092-923-1741	

* 消費者ホットライン ☎188（いやや！）（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）